

安心して眠りたい!

設置義務化からもう10年!
住宅用火災警報器を交換しましょう!



- ※全ての住戸の寝室などは住宅用火災警報器の設置義務があります。
- ※使用中の住宅用火災警報器が正常に動くかどうか、ご自身で点検ができます。各製品の取扱説明書を参照してください。

【お問い合わせ】

大隅曾於地区消防組合予防課 099-482-5577